

第5回地方分権改革の推進に向けた研究会 議事概要

- 1 日 時 令和2年10月12日(月) 15:00～17:00
- 2 場 所 都道府県会館3階 知事会会議室
- 3 出席者
〔学識経験者〕 青木委員、磯崎委員、大石座長代理、小早川座長、勢一委員、谷委員、
沼尾委員
〔関係知事〕 平井知事、阿部知事、湯崎知事
- 4 主な議題
(1) 報告書(案)について

【事務局(全国知事会館館長)】

- ・それでは、一部の委員がまだ到着されていないが、定刻となったので、第5回地方分権改革の推進に向けた研究会を開催させていただく。
- ・初めに、全国知事会 地方分権推進特別委員会委員長の平井鳥取県知事より、一言ご挨拶をお願いします。

【平井知事】

- ・皆様こんにちは。本日は小早川座長、また大石座長代理、さらには青木先生、谷先生、勢一先生、沼尾先生、磯崎先生、皆様に大変お世話になり、この研究会を開催することができた。これまで、新型コロナという大変厄介な状況の中にもかかわらず、素晴らしいご意見をお寄せいただいたことに本当に感謝申し上げたいと思うし、本日こうして取りまとめに向かうことができたのも委員の皆様のおかげと、心より感謝申し上げたいと思う。
- ・また本日は、湯崎知事、阿部知事、両知事にも出席いただいた。ちょうどデジタル化の対策本部が開かれることになり、忙しい中、このように時間を割いていただいたことに感謝を申し上げたいと思う。
- ・本日、今日ここで取りまとめに向かうということになるが、その成果は11月に開催される次の全国知事会議に報告をさせていただき、今後の私ども地方団体の活動の指針とさせていただきたいと思う。
- ・これまで議論して参ったのが、過剰な法規制があるということ。それに対して、例えば計画をどうする、従うべき基準を参酌すべき基準に変えたほうがいいのではないかと、また、条例の上書き権のような象徴的な課題についても、切り込んで議論をしていただいた。
- ・すぐに法的な整理がつくものもあれば、我々がいろいろと訴えかけ国と地方の関係を変えていく、そういう戦いに臨む、すぐに即戦力となるような示唆もたくさんいただけたと考えている。

- この間、菅総理が新たに就任をされ、こうした国地方の関係についても新機軸が求められてきているところだと思う。
- 例えば、国地方協議という場があるが、これも分科会を長く開いていないし、こうした分科会のような仕組みであるとか、新たなパートナーシップを国地方間で作っていくことも、議論の俎上になってきたところであった。
- ぜひ忌憚のないご意見を本日も賜り、最終的な取りまとめに向かわせていただければと思う。
- また、ここで出た課題については、先生方で文章を取りまとめられるわけであるが、実質的な更なる検証については、分権委員会でも引き続き事務局ベースでワーキングチームを設けてやっていきたいと考えているので、ご了承いただければ幸いである。
- 「どこに行こうとしているのかわからないのに、決して遠くまで行けるものではない。」これはゲーテの言葉である。ゲーテ自身も地方自治に携わっていた、そういう文豪でもある。私たちも、これから未来に向けて、歩いていける、進んでいける、そうした羅針盤を今回の研究会報告の中で取りまとめることができればと考えている。
- 皆様方の絶大なご支援、ご協力賜りますようお願いを申し上げ、私の方からのお礼にかえさせていただく。
- 本日は本当にありがとう。

【事務局（全国知事会 館部長）】

- それでは、次第に従い本研究会を進行して参る。
- 本日の会議は、設置要綱第4条により、公開での開催となっている。
- 本日は、阿部長野県知事、湯崎広島県知事にもウェブで参加いただいている。村井宮城県知事は、公務のためご欠席となっている。磯崎委員にもウェブで参加いただいている。
- なお、磯崎委員は、16時30分頃、用務のため退席される予定となっている。
- それでは、これからの進行を小早川座長にお願いする。

【小早川座長】

- 皆様こんにちは。本日もどうぞよろしくお願ひする。
- 早速審議に入る。本日は、報告書案について議論を進めていきたいと思う。
- 事務局から早速ご説明をお願いする。

【事務局（井上部長）】

- それでは事務局の方から、お手元の資料1で、今般の研究会の報告書案を整理させていただいたので、その内容について説明させていただく。
- 第4回研究会の際に、取りまとめに向けた論点整理ということで、骨子の形で資料を

作らせていただき、その際委員の皆様からいろいろご意見を賜ったので、その関連を中心に説明をさせていただきます。

- お手元の資料 1 をご覧いただきたい。
- 1 ページ「Ⅰ はじめに」である。磯崎委員、青木委員から、特に今回のコロナ対策との関係が今後の分権を考えるに当たっていい題材になるのではないかと示唆があったので、コロナとの関係を少し詳しくに記載させていただいている。
- まず、国と地方との緊密かつ率直な意見交換等を、連携をとりながら取り組んできたということ。また、こうした各都道府県における新型コロナ対策が、都道府県の果たす役割の重要性に注目が集まっているという肯定的な評価の部分。一方で、国の関与という面では、例えば事務連絡で、法律上は都道府県知事の権限となっている様々な協力要請の対象が限定されているといった課題などの指摘について。
- さらに、現状のコロナ対策での歳出圧力、他方で地方税収の減というような、今回のコロナが今後の分権を考えるに当たっての様々な論点を提起しているということを初めに述べている。
- 2 ページ「Ⅱ 基本的方向」である。これまでの経緯、現状、今後の方向性を総括的に書いていたが、大石委員から現状と課題を切り分けた方が分かりやすいのではというご指摘があったので、「1 これまでの改革の成果と現状」、「2 現状認識を踏まえた課題と目指すべき方向」と、大きく二つに分けさせていただいている。
- 「1 これまでの改革の成果と現状」については、平成 5 年の分権の決議以来、分権推進法、あるいは一括法に基づく機関委任事務の廃止、その後の様々な分権の経緯を記載させていただいた。
- こうした中で、国と地方の関係、上下・主従から対等・協力に変化していった中での様々な取組が進められてきたが、3 ページにあるように、先ほど平井知事からも説明させていただいた、従うべき基準をはじめとした規律密度の高さ、それから税財源の関係、特にこの間、三位一体の改革などがあったということで、税財源の充実強化の不十分さ。それから努力義務、できる規定等による実質的な義務付けであるとか計画策定、こうした形での地方の負担。こうした課題を指摘している。
- 「2 現状認識を踏まえた課題と目指すべき方向」である。まず、今般のコロナの中で多核連携による分散型国土の形成の重要性が改めて指摘されていることを記述している。それから、現下の人口減少、ICT の活用、あるいは災害対策といった課題を踏まえた上で、前回、沼尾委員からご指摘いただいたSDGs の話を盛り込ませていただいております、こうした地域の多様性が重要であるということの認識を記載した。
- 4 ページ。こうした様々な地域の取組を実現するための制度的な担保として、国の政策決定プロセスへの地方の参画への指摘。それから、こうした取組を進めていく際、これは青木委員からもご指摘いただいたが、税財源の基盤が重要という点を記載している。

- 「Ⅲ 具体的な方向」の「1 自治立法権の拡充強化」について。ここでは、従うべき基準がまだ多く残っているという点。それから新型コロナについて、冒頭でも書いた国の通知で都道府県知事の権限が限定されているという点。それから磯崎委員から前回ご指摘いただいた、法令に基づかず国の基本的対処方針というレベルで様々な都道府県の取組が、国の事前協議が求められる点についても記載をしている。
- こうした点について、大石委員から国の総合調整権との関係もあるとの指摘もあり、この点を付記しているが、こうした国の関与について見直しが求められるということに記載している。
- それから提案募集方式についても、数多く提案がされていることを記述した上で、「(2) 目指すべき方向」として、地域の実情に合った施策が実施可能となるよう法令体系を転換していくことが必要であるということで、過剰過密な法令を見直し、立法面における分権を進めることの重要性を記載している。具体的には、地方自治法第2条第13項などの理念を実効性あるものにしていく必要があり、従うべき基準の原則参酌基準化、こうしたことを記載している。
- こうした義務付け・枠付けの緩和の際も財政的な基盤が重要ということについて青木委員からご指摘があったので、財源保障の重要性を改めて記載している。
- 6ページ、「2 計画策定に関する規定の見直し」について。研究会の中で調査を行ったところ、分権改革以降、特に計画の策定を通じて地方をコントロールするという手法が多用されているということで、具体的な数字を記載している。
- 7ページ、「(2) 目指すべき方向」について。前回、沼尾委員からご指摘いただいたところであるが、そもそも論ということで、本来こうした地方自治体の計画というのは、住民参加のもと自治体が主体的に作成するのが本来であるということをもまず記載した上で、計画策定に関して、具体的な実行手法を地方に委ねるよう、法令あるいは政策実施の手法の見直しを求めることが重要であると記載している。
- また、最近こうした計画の規定が増えている中で、同一分野の中で複数の計画策定を求めるような法体系になっていることがあり、こうした点についても、総合的な計画として対応すべき、あるいは必要性が低下している計画等の見直しの必要性について記載している。
- あわせて、現在こうした計画策定が、国の補助金の前提になっていることもあり、こうした計画の見直しと併せて財政面での検討についても最後に記載している。
- 「3 国の政策決定プロセスへの地方の参画」について。国と地方の協議の場が法定されているが、一方、様々な新規立法について地方との十分な調整がない。あるいは努力義務、できる規定であるが事実上、実質的には、地方としては対応せざるを得ないということに記載している。
- 8ページ、こうした中で今、提案募集方式がある。こうした形の中で一定前進している面もあるが、一方でなかなか進んでいない面もあり、こうした、一度制度化された

ものを後で一つずつ対応していくという手法には困難があるという点を書かせていただいている。

- そうした前提で、次に「(2) 目指すべき方向」である。まず、全ての制度ができ上がってから、後で地方が執行だけ担うという形ではなく、制度設計の段階で、地方が国の政策決定プロセスに関与することが重要ということを前提として記載している。
- その上で、国と地方の協議の場について分野別の分科会の設置など、制度的な充実を図ることの重要性ということ。
- それから、立法プロセスについては、内閣提出法案だけでなく、議員提出法案の中で計画策定等が義務付けられる、あるいは事実上の規定があるという例が、多々見られるということで、こうした場合における地方の意見の反映の仕組みの必要性ということを記載している。
- あわせて、法律だけでなく政省令についても、実務レベルでの地方の参画というのが重要であるということに記載している。
- 9 ページ、「4 国と地方のパートナーシップの強化」について。この中では、地方版ハローワーク、あるいは地域公共交通の關係に国地方が共同して住民サービスの向上を実現している例があるということ。それから、先ほどもあった国と地方の協議の場、法律上のものにとどまらず、事実上のもので国と地方での協議を行われているという例、新型コロナに対してもそうだが、こうした例も出てきている中で、国と地方がパートナーシップをとりながら政策を推進する例が出てきているということに記載している。「(2) 目指すべき方向」として、こうした取組を一層進めていくことの必要性を記載している。
- 10 ページで、具体的には、社会保障、医療、児童福祉、教育など各分野の中で、国と地方が定期的に協議を行っていくことの必要性を記載している。また、現状の人口減少、少子高齢化等を踏まえると、人材面で地方が非常に苦労していることもあり、国と地方だけでなく、例えば、都道府県同士での人材の有効活用というようなパートナーシップも重要になってくるということに記載している。
- それから、「5 地方税財政の充実・強化」である。谷委員からの指摘もあり、国と地方の税収割合は6対4、歳出では4対6という、税収と歳出の乖離が見られることについて記載している。また、国庫支出金の問題についても記載している。
- 11 ページ、「(2) 目指すべき方向」では、今後の人口減少、高齢化の中で地方の一般財源の確保充実の重要性、それから、偏在性の小さく安定した地方税体系の構築。こうした中で、国と地方の税源配分5対5という目標を掲げた中で自主財源比率を高めていくことの重要性を記載している。そうした中で税収の取組、青木委員からご指摘いただいた法定外税に関する各地方自治体の取組をサポートするような仕組みも必要であるということ。それから、偏在性の少ない地方税体系を構築する中でも、我が国の現状では税収の偏在というのは避けられないということで、引き続き交付税

による財源保障・財源調整機能の充実について。この点に関して、青木委員からご指摘いただいた、国が地方の事務負担を求める際には国がきちんと財源を確実に措置するということが重要であるとの記載をしている。

- 12 ページ。中長期的には、先ほどの国の政策決定プロセスへの地方の参画という観点からも、税や交付税に関しても、あるいは制度設計、配分に関して、地方の代表の参画の中で決定する仕組みを導入する必要がある。青木委員からフランスの例をご紹介いただいたが、こうしたことが考えられるという点を記載している。また、現下のコロナの関係で税収の減が見込まれており、これは来年度の話であるが、交付税の増額等により、地方一般財源総額をきちんと確保する必要があるということ最後に記載している。
- 「Ⅳ 今後の課題の展望」について。今回、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化、あるいは計画策定の見直しといった論点を記載しているが、特に従うべき基準の関係、計画策定の関係について、今後、国レベルでの議論を進めていくに当たり、それぞれ、実際の問題点、あるいは実情等をさらに詳しく、明らかにしていく必要がある点を指摘している。この点、冒頭、平井知事が挨拶で申し上げた、今後の全国知事会でのワーキングの取組の必要性を示唆させていただいている。
- それから、この研究会でも議論があった上書き権の問題について、現行の法体系との整合性を踏まえつつ、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と合わせて、引き続き法律と条例の関係について議論を深めていく必要がある旨記載している。
- 最後に、「Ⅴ おわり」について。谷委員からご指摘いただき、今回研究会の中では立ち上がった議論はできなかったが、国から地方への事務権限の移譲について、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねるといった基本的な考え方に基づき引き続き取り組んでいく必要があるということに触れさせていただいている。こうした取組を、全国知事会、都道府県、あるいは全国市長会、全国町村会等も含めて行動していくことが重要であるとしている。
- なお、資料 2 については、この報告書の概要ということで、一枚紙で整理させていただいたものである。資料 3 は、前回の研究会、ちょうど新内閣発足のタイミングであったが、菅内閣の基本方針ということで、新内閣がこういった形で取り組んでいるということについての資料を付けさせていただいている。説明は以上である。

【小早川座長】

- ただいま説明いただいたが、この報告書（案）について、委員の皆様からご意見を頂戴できればと思う。
- 進め方としては、順番に「Ⅰ はじめに」から「Ⅴ おわりに」、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの順番に区切ってお発言いただければと思う。
- よろしければ、まず「Ⅰ はじめに」についていかがか。皆さん何なりとご意見、ご

感想をおっしゃっていただければと思う。

- ここはよろしいか。ここは固有の論点はないかもしれない。後の議論の中で何か関わりが出てくればその時ということではよろしいか。
- 次に、2ページの「Ⅱ 基本的方向」という部分。先ほど説明があったように、1と2、これまでの成果と現状、そして課題と方向というふうに分けて整理していただいているが、この双方についてご意見があればお願いします。
- 湯崎知事、どうぞ。

【湯崎知事】

- 発言の前に、これまで委員の皆様方、大変お忙しい中で議論を活発に進めていただき、報告書の取りまとめまでできたこと、心から感謝申し上げますし、引き続き色々とお知恵をいただければと思う。
- また平井知事におかれては、取りまとめについて、事務局機能も含めて、本当にお疲れ様。ありがとう。
- 報告書全体は基本的に賛成であるが、この部分で一点。3ページの29行目のところ。地方分権の必要性をもう少し強化するような形で述べてはどうかと思っている。これは色々ご意見もあるかもしれないが、地方分権が必要な理由というのは、一つはやはり多様性の確保ということであろうかと思う。多様な地方が組み合わさって国ができる。それによって知の重なり合う部分が減るといふか、多様な地域が組み合わさってイノベーションが作られていくということが一つあると思う。
- それからもう一つは、それぞれの地域が一定程度独立といふか、独自に様々な機能を発揮することによって、何かあった場合にも、自然災害なども含めて、レジリエンスの高い国家というものができるのではないかと思う。権限といふのはある意味でいうと手段であるから、その本質としてはやはり地方が発展することで、結果として国全体が発展するということだと思ふので、そういった趣旨を書き添えていただければと思う。
- 具体的な修正案は、少し細かくなるが、例えば30行目に、「地域分権の推進により、地方自らの創意工夫で発展できる環境を作ることが、地方の多様性を発展させて、イノベーションを生み、レジリエンスの高い、国際競争力の高い国家を実現することにつながる」といったような内容にしてはどうかと思っている。
- 取り急ぎ以上である。

【小早川座長】

- ありがとう。
- 今のご提案は、3ページの30行目、「地域の多様性を維持・発揮していくことが重要であり」、このあたりを今おっしゃったように膨らませるという理解ではよろしいか。

【湯崎知事】

- 「国・地方を通じた課題として受け止められる中、」の後に、今申し上げたようにしてはいかがかということである。

【小早川座長】

- ご提案は大体分かった。
- 具体的な修文までご用意いただいたので、まず承って、この部分で他にも何かご意見があれば、併せて伺いたいと思う。
- 沼尾委員、どうぞ。

【沼尾委員】

- 先ほどの「はじめに」と、この「基本的方向」に関わるが、今日既にここまで骨格を固めて文案というところなので、どこまで反映できるかというところはあるが、改めて文章にしたものを確認した上で少し気になったことを申し上げたい。
- まず、「はじめに」のところを見ると、新型コロナウイルス感染症対策によって今回の課題が出てきたというふうに読めてしまう。そもそも地方分権改革の話は従前からある話なので、まず地域経済の再生とか人口減少社会への対応といった話が最初のパラグラフに出ていて、その次に、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るったことで、これまでも色々な課題として認識されていたことが更に顕在化した、表に出たというような書きぶりにはどうか。更に言えば、このところの温暖化などを通じた災害の多発によって、都道府県が個々に対応していかなければいけないという課題が出てきたとか、そのようなことがあって、そこにコロナが出てきて、更に課題が出たというように、「はじめに」の最初のところに、従前から言われていることを一つパラグラフとして入れたらいいのではないかと思った。
- それから今の件との関わりで言うと、湯崎知事がおっしゃった3ページのところである。人口減少、SDGs、大規模災害ということで、私が申し上げたことを入れていただいているが、もう一つあって、全体の話と関わるが、今政府が急ピッチで進めているデジタルトランスフォーメーションの話をどういう形で盛り込んでいくかという点は、今日きちんと議論した方がいいのではないかと思う。
- デジタル化はいろんな側面があると思うが、どのようなシステムを組むかで、集権型にも分権型にもなり得る。データをどのようにシステムとしてクラウドに乗せるかということもそうだが、それをどのように活用できるかであるとか、様々な局面で法制度と合わせてどのようなシステムが作られるかということが、今後の自治体の業務をいろんなところで規定していく可能性があると思うので、その辺りのところを、詳細には書かなくてもそれぞれのところに散りばめておくということがとても大切ではないかということ、全体の中で申し上げておく。

- 「現状認識を踏まえた課題と目指すべき方向」について言うと、具体的には今の時点では申し上げられないが、コロナの話もそうだが、ICT への対応も含めてどう考えていくかというような問題提起の語句を一言入れた上で、具体的な方向の記述をしていったらどうかと思った。以上である。

【小早川座長】

- おっしゃったことは大変もっともだが、案を具体的にお示しいただけるとありがたい。
- 一つ目のご提案について、分権を推し進めなければならない事情が元々あるということは、最初に色々書くと重くなると思うので、コロナで始まったのではないということを行ぐらいで言うだけでもいいと思う。

【沼尾委員】

- 1 ページの 22 行目のところで、「加えて、地域経済の再生や人口減少社会への対応…」という記述になっているが、こういう記述をむしろ最初に持ってきて、これまでも地域経済の再生や人口減少への対応、あるいは災害対策なども含めて、都道府県が様々な役割を担い多様な地域というものを創造してきたが、色々な課題があると。その上で、3 行目からのコロナウイルス感染症が合わさったことで、その課題が大きくなったというように、順番を入れ替えて記述してはどうかというのが代案である。

【小早川座長】

- 具体的になってきた。
- 事務局とのご相談だが、この場で文章を確定した方が良いか。今日最後までに事務局で修文していただくということではなくて。
- 平井知事、どうぞ。

【平井知事】

- 色々先生方のご意見を聞いて取りまとめたところではあるが、今日色々ご意見も出ると思うので、皆さんの考え方を述べていただいた上で大体方向性が良いということであれば、最終的には小早川座長と大石座長代理に一任していただいて今日を締めくくっていただき、調整案は今日の議論を踏まえて私どもの方で考えさせていただきたいと思う。
- 湯崎知事からお話があったような観点とか、沼尾委員がおっしゃった「はじめに」の最初のところ等を加えさせていただいて、最終的には小早川座長、大石座長代理にご確認いただき、最終取りまとめをさせていただけるとスムーズにいくと思うが、ご検討いただければと思う。

【小早川座長】

- ありがとう。進め方の方向性を示していただいた。
- 平井知事が言われたように、具体的な案を言っていただき、それを事務局で記録していただいて、方向としても良いということであれば、それを大石委員と私で確定させていただく。基本的にはそういうやり方で今日進めていきたいと思う。それでよろしいか。
- ではそのようにさせていただく。
- それでは先ほどの沼尾委員からのご提案については、冒頭にコロナ以前からの基本的なこれまでの状況を一行か二行で書くということ、その内容は、22行目からの地域経済の再生や人口減少といったようなことがキーワードになる、そういうご提案ということで承ってよろしいか。
- それから、併せて沼尾委員から、デジタル化に向き合うという表現がどこかにあった方がいいということと言われたが、これはどの辺りが良いか。

【大石座長代理】

- その趣旨は非常に結構であるが、場所としては3ページの28行目の空いているところに入るのが丁度いいと思う。AIやIoTの話が出てくるので。

【小早川座長】

- では、そこに加えるということで。
- それから先ほどの湯崎知事からのご提案について。3ページの30行目辺りに、地方分権を進めて地域の多様化を進める、実現することが、国家全体にとってもイノベーションの契機にもなり、レジリエンスを高めることにもなるという趣旨を、ここに加える、明確に書き込むということでよろしいか。
- ではそれ以外にご意見はあるか。
- 大石委員、どうぞ。

【大石座長代理】

- 沼尾委員のデジタル化の話だが、先ほど、ボタンの押し方によってはデジタル化というのは集権化にも向かうし地方分権にも向かうということだとすると、非常に大事なポイントなので、ボタンの押し方について、きちんと具体的なことをおっしゃった方が事務局としても書きやすいのではないかと思う。間違えると集権の方に向かうおそれの方が強いのではないか。
- 今か、あるいは、後からこの部分について、事務局の方から確認を取られるということでもいいと思う。

【小早川座長】

- 今の大石委員の問題意識は私も共有しているところなので、できれば、沼尾委員をはじめ皆様から何かご発言を。
- 谷委員、どうぞ。

【谷委員】

- 私もそこはとても大切な論点だと思うが、分権化か集権化か、この議論だけでかなりの大議論になってしまう面もあるので、この報告書の中にそういう部分も含めて書き込むのは、個人的には厳しいのではないかと思う。デジタル化といってもどの範囲を指すのかという問題もあるので、かなりの大議論になってしまうような危惧がある。
- デジタル化への対応という意味で触れるのは構わないし、取り組みようによってはその方向性が分権化の方向、集権化の方向に向いてしまうということも事実だと思うが、それをこうすべきだということをここに書くのは、それだけで一回専門家の方々も踏まえて議論しないとなかなか結論が出ないのではないか、というのが私の率直な印象である。

【小早川座長】

- 磯崎委員、どうぞ。

【磯崎委員】

- 今の点、大変重要な点だと思う。
- 一つの提案だが、国がやろうとしているデジタル化についてもまだ方向性が見えない面が多いので、例えば、12ページの「今後の課題と展望」に移し、修文案であるが、「現在国が進めようとしている国・地方を通じたデジタル化については、法令の規定の画一化、過密化をもたらす恐れがあることから、地方の意見を十分に聴取し、慎重に進める必要がある。」、このように書いてはどうか。
- 問題意識として、第32次地方制度調査会の6月の答申でも、国・地方を通じたデジタル化というのは掲げられている。その中で基幹的システム、住民基本台帳や税務については、基本的には画一的な事項にしていこうという動きが出ている。地方制度調査会の中では、それ以上のものについてはできるだけ地方の自主性もちゃんと考えながらという留保はついているが、今後どうなるか分からない。デジタル化を進めるとなると、事務処理の基本は定まってしまう、全国画一に決まってしまうという可能性があると思うので、その点に警鐘を鳴らす、今後もしっかりと監視していくということを入れてはどうかと思う。

【小早川座長】

- 他の方、いかがか。
- 勢一委員、どうぞ。

【勢一委員】

- 趣旨は磯崎委員がおっしゃったかたちで構わないと思うが、私の印象としては、「4国と地方のパートナーシップの強化」のところに、DX（デジタルトランスフォーメーション）のような取組も位置付けて、国が作るのに地方が意見をいうというのではなく、両者が共同していいものを作ろうというような位置付けの方が、むしろ今後のやり方としては見合うのではないかという印象を持ったので、その点だけ申し上げる。

【小早川座長】

- 4の「目指すべき方向」だと思うが、その中のどこというお考えはあるか。
- 勢一委員のご意見については、色々なことをここで言っている全体の文章構造の中でどこに入れるのが落ち着くかというのは、睨んでいるうちに分かる話かと思うので、場所の特定はここではしない。私としても、ここで、デジタル化に関しても国・地方のパートナーシップは大事だということを入れるのはいいと思う。特にご異論なければ、そうさせていただきたい。
- 磯崎委員は12ページと言われたが、今のようなことで、場所としていかがか。

【磯崎委員】

- 結構である。こだわるものではない。

【小早川座長】

- ありがとう。
- なお、3ページの方で、現状認識として何が課題として突きつけられているかということの中でも触れておいたほうがいいかと思う。この問題は、それだけ広がりや重みはあるかと思う。先ほどのご意見を伺っていると、3ページ25行目からの段落は「各地方自治体は」という主語なので、ここではなく29行目以下のところに、国としてのデジタル化の方向が示されている、その中では地域の多様性も大事だということを、一言入れる、そのような感じでデジタル化ということをどこかに入れることでどうかと思うが、いかがか。
- 少し抽象的であるが、場所としてはその辺で、言葉としては触れておくということで、ご一任いただければ。よろしいか。
- それでは、他に。阿部知事、どうぞ。

(阿部知事との接続が悪化)

【小早川座長】

- 長野県との接続の問題があるようなので、ちょっとお待ちいただいて、別のご発言があればそれを先にお願ひする。他にはあるか。
- では、阿部知事には追ってご発言いただくということで、差し当たり次へ進める。「基本的方向」についてはご意見を承ったということで、次の「Ⅲ 具体的方向」、4 ページから 12 ページまでである。
- 中の項目分けがあるが、整理全体についてご発言いただく、ただし何となく前の方から、というふうにやっていければと思う。色々なところに関わるご意見もあり得るので、そこはあまり気にせずご発言いただきたい。

【磯崎委員】

- 大きく 2 箇所ある。
- まず 5 ページ。最後の 31 行目に「地方自治体に委ねていくべきである」とあるが、この次の項目に、これまでも申し上げたが、「条例による上書き権の検討」を、あくまで「検討」で結構だが、入れてはどうか。
- この点は「Ⅳ 今後の課題と展望」には出ているが、やはり「自治立法権の拡張」という中で議鈴することが重要だと思うので、ここに入れていただけないかということである。
- 文面としては、32 行から 33 行になると思うが、「また、法令で定められた事項の一部を補正する条例による『上書き権』については、現行法体系との整合性に留意しつつ、可能な領域から制度化を検討すべきである」、このように入れてはどうだろうか。条例の上書き権については、以前、湯崎知事からご提案があり、私は賛成である。導入するか否かは色々議論があるかと思うが、「検討が必要だ」という点では一致できるのではないか。それが 1 点目である。
- それから 8 ページ目、「国の政策決定プロセスへの地方の参画」の部分だが、まず、29 行目で、原文では地方の意見をどこに提出するのかがわからないので、地方の意見を「国会の審議に」反映させるための仕組みが求められる、と記載すべきだと思う。これに続けて、「あわせて、地方に新たな負担や制約をもたらす法律案の妥当性について、地方の意見を踏まえて点検・審査する委員会等の組織の設置も検討する必要がある」ということを追加してはどうか。
- こうした国会の組織整備については、委員長も含めてそのような提案があったし、私も発言したかと思う。原案の意見提出権や情報提供制度というのがよく分からない面もあるので、もう少しパンチを効かせてはどうか。その意味で、立法機関に対して地方参画のチャンネルを作るというのは新しい提案だと思うので、入れてはどうだろうか

という提案である。

- そのほか、行政計画の策定に関して事実上の義務付け規定が増えていることについて、これを裏付けるデータを整理して、報告書に添付することになっていたかと思う。大変貴重な表ができていたと思うので、報告書の資料編に付けていただきたいと思います。

【小早川座長】

- はい、ありがとう。3点である。
- 2点目は、場所を確認したいのだが、8ページの29行目あたり、その後ということか。

【磯崎委員】

- 29行目の「意見を」の後に「国会の審議に」を挿入する。
- それから、30行目の「求められる。」に続けて、「あわせて」と、先ほどの委員会等の設置を検討する必要があるということである。

【小早川座長】

- 3点ご発言あった。
- 3点目は、計画策定に関する法令規定のデータ資料を付けてはどうかということである。これは報告書のスタイルの問題になると思うが、一般的な話として、資料のようなものは付くのか。

【事務局（井上部長）】

- 事務局である。こうした報告書については、参考資料として審議の過程での資料を添付するということはよくある話であるので、ご指摘のような形で報告書の後ろの方に参考資料ということで添付するというのを皆さんに合意をいただければ、そのような形で取りまとめさせていただきます。

【小早川座長】

- その場合、具体的に一つ申し出があったが、他にもいろいろあった場合、一体誰が整理するのか。

【事務局（井上部長）】

- もしよろしければ、今日、このような資料を付けてはどうかというご提案いただければ、事務局で集約させていただいて、最後は、座長、座長代理とご相談させていただく際に、まとめて、その点も含めてご相談をさせていただければと思う。

【小早川座長】

- 私からの提案であるが、これまでこの研究会に提出された資料で、改めて報告書にも添付した方がよいと考えるものがあれば、今日でも結構であるが、終了後にメールでもよいので、事務局にお申し出いただいたら、引き取って検討させていただく、そういう手順にしたいと思う。よろしく願います。
- 磯崎委員からはあと二つお話があったが、この報告書案、今日お出ししたものについては、私も事前に検討し、こうした方がいいという方向で一応まとめさせていただいた。その過程では大石座長代理にも色々ご意見をいただいている。そういう立場で申し上げたいと思うが、上書き権の問題については、最後のところで触れるということかどうか、ということ考えた。
- 5ページあたりというご提案があったが、この報告書全体として、特に各項目についての「目指すべき方向」という部分は、研究会として具体的にこれはぜひやるべきだということをはっきり提言したい、ゆくゆくは知事会としてもそういう行動をとっていただいているかどうかという、そのような趣旨のものかと思う。そういう意味では、上書き権の問題は、一致して目指すべき方向というところには至っていないというのが私の認識であり、ここのところはこのようにさせていただいたということである。そういうことで、今日は、できれば、最後のところでの扱いとして、ご議論いただければと思う。
- もう一つは、8ページの議員提出法律案についての地方からの参画という点であり、具体的にご意見をいただいた。ここは人によって色々あるかもしれないが、私の頭の整理としては、議員提案についても参画を、ということを経験してぜひ発言しておきたい、しかし言葉の言い方としては、これはそれこそ憲法、国会法の根幹に関わる話であってこれからしっかり検討を進めていかなければならないところであり、この段階でこういう案がいいということ具体的に述べるのは少し時期尚早かと思った次第である。
- 大石座長代理、いかがか。

【大石座長代理】

- 議員提出法案の関係について、政府提案法案との関係でいうと、内閣法制局の審査が義務付けられているが、議員提出法案の場合には法制局が必ず関与しなければいけないか、というところからすでに議論があるわけである。
- それを義務化する、あるいは、そことの連携を図らなければいけないという強い表現をとると、必ず議員自身や議院事務局・法制局の方から、かなり強いクレームがくることが多分に予想される。そのため、座長がおっしゃったように、そこは少し控えめの方がいいのではないかという印象を持っている。

【小早川座長】

- 他の委員から発言はないか。
- このように書いただけでも非常に画期的なことだと思う。これは知事会としても、今後の大きなステップの第一歩になる部分だと思うので、おずおずとではないが、あまりに大股で一步踏み出すとつまずいてしまうこともあるため、この辺でどうかと思う。

【大石座長代理】

- ありがとう。前にも述べたが、議員提出法案に触れることになると、議院事務局や議院法制局にある程度の下話というか事前調整みたいなものをしていなければ、かなりの不意打ちになる。普通のインパクトでは済まないため、逆の効果を懸念している。

【小早川座長】

- ここの箇所は、計画策定の法律関係も含め、非常に重要視している。だからこそ今回はこのような表現でよいかと思う。もしこれ以上の議論がなければ、このようにさせていたきたい。よろしいか。ありがとう。
- それでは阿部知事、お待たせした。

【阿部知事】

- 小早川座長を始め、先生方には熱心にご議論いただき、案の取りまとめをありがとう。
- 一点、湯崎知事の発言と関連するが、地方分権の必要性のところで触れていただいたことがある。
- 地方分権は、いつも国と地方の争いのように取り上げられるが、国民全体の観点からも望まれる方向であることを、しつこく主張しなければならない。例えば、長野県では現在、来年度予算の検討を行っているが、3ページの最後に「さらに地方分権の推進を通じて国・地方を通じた、より有効かつ効率的な行政を行うことが求められている、あるいは必要だ」というような。これから新型コロナの関係で国も地方も財政が厳しくなると思う。税財政について一項目立てていただき有り難いが、税財政の議論だけでなく、国から地方への義務付けの部分で非効率な事が生じている点を問題提起しておくべきだと考える。

【小早川座長】

- 通信状況が一部悪かったが、「国地方を通じて、更に有効で効率的な行政を実現することができる」との発言だったか。

【阿部知事】

- 現場の感覚として、人口減少社会の中で事務の効率化を図る必要があると考えるが、

国は良かれと思い義務付けや計画など、仕事を増やしているため、今の状況について問題提起が必要と考える。

【小早川座長】

- ありがとう。湯崎知事どうぞ。

【湯崎知事】

- ありがとう。
- 磯崎委員の上書き権において処理はされたが、上書き権については、ぜひテーマを掘り下げる議論を継続実施していただきたい。これは事務局へのお願いである。そのように記述されており、実際に研究会を継続することをお願いしたい。これは憲法との関係で問題になると思うが、地方自治法第252条の17の2があり、そもそも条例で法律の上書き、都道府県の権限に属すると法律で定められている事務の一部を市町村が処理することができる旨を都道府県が条例で定めることができるとなっている。そういった形で法律の規定によっては何ら問題ないこともあると思う。そういったことも含め、検討を進められればと思う。
- もう一点、別の観点であるが、分権を進めていく上で、地方自身の意識は非常に重要だと思う。地方団体は国への要望を出しがちだが、分権を進めていく上では、我々自身がこの物事、企画を実行すること、その覚悟も持たなければならないと思う。そのような観点から、例えば、国と地方のパートナーシップの強化の部分、10ページの5行目の後に、「地方自身もすぐに国に頼る姿勢を改め、自分のことは自分で行う責任と覚悟を持ち、臨まなければならない。」といった趣旨のことを入れてはどうか。
- 表現ぶりは、我々自身のことであるので、どの程度強く記載するのかといった点もあると思うが、いずれにしても、我々自身が責任と覚悟を持ち、地方自治に当たらなければ、分権がなされても、自主的にならないということを、しっかりと述べておく必要がある。

【小早川座長】

- ありがとう。上書き権については、最後にもし必要があれば触れることにする。
- パートナーシップの部分で、責任と覚悟という言葉を使うかどうか。他の知事、責任と覚悟でよろしいか。

【平井知事】

- 湯崎知事の意味は我々も共有しているところ。責任と覚悟で良いかと思うが、詳細は後ほど座長、座長代理と相談させていただきたい。「もとより」という言葉は、我々もやっているところであるため、もとよりそういったことを取り組んでいるといった

趣旨も入れていただければと思う。

【阿部知事】

- 私も同意見だ。全く異存はない。

【小早川座長】

- 承知した。では他にいかがか。青木委員。

【青木委員】

- ありがとう。専門からいくと最後の税財政を、少し修文していただければと思う。
- 前回、最後のところで尻切れとんぼ気味に発言をしたため、誤解をされた部分があるのかと思う。11 ページのところである。
- 前回、27～29 行目について、国が地方に影響を与える場合にはきっちりと補償をする必要があるという話をしたが、この部分について、報告書案では地方交付税にかかる意見のようにまとめられている。しかし、私の発言は交付税を想定したものではなく、一般的なルール、地方分権のためのルールとして、国と地方との財源の責任、どこまでお互いの責任があるかということをはっきりさせたいという趣旨であった。
- そのため、26～29 行目の部分を二つに切り分けていただき、今は地方交付税といった位置付けで二つ入っているが、交付税が持つ財源保障機能と財源調整機能を充実すべきという前段はそのままとし、後段の「また」以下の部分を切り離していただき、11 ページの 19 行目と 21 行目の間に、一つ項目を入れていただければと思う。
- 内容からいうと、これも前回尻切れとんぼで話をしたため伝わっておらず申し訳ないが、何も国が地方に事務を増やし負担を掛けるということだけではなく、例えば、現状ではあまりないが、かつての恒久的な減税等々の場合には、国の減税が地方にはね返ってしまうこともあった。事務を増やすだけでなく、国の政策が税財源へ影響を与え、地方に悪影響を与えることがあるため、こういった場合も含めて補償をきちんと行うというルールにしたい。修文案を作成したので、皆さんのご意見いただければと思う。
- 20 行目の空白の部分に一つ追加していただき、前の部分が自主財源を増やせといった話になっており、その書き出しが地方分権を推進する観点からとなっているので、20 行目のところでは、例えば、「さらに地方分権を確実に進めるために、国の政策が地方税財政に影響を及ぼす場合は、国が確実に財源を補償し、その際には自主財源比率を低下させないよう地方税源の充実を行うことを基本ルールとすべきである。」を一項目入れていただくと、地方分権の今回の目玉というか、目立つ文章になると思い、ご提案させていただく。
- ちなみに税財源については、今回 12 ページの地方税や地方交付税に関する制度設

計、配分に地方代表が入るべきだというところが目玉になっているが、これに加え、今申し上げたような基本ルール、つまり国の政策が地方税財政に悪影響を及ぼす場合には、国がきちんと税の拡充で自主財源を下げないように補償をすべきであるということ、一つ柱として入れていくのはいかがかという提案である。以上。

【小早川座長】

- 大変明快で強力な提案だと思うが、今の通りでよろしいかどうか、他の方々の意見も伺いたい。沼尾委員や、ご参加の知事の意見はいかがか。谷委員。

【谷委員】

- 個人的に賛成である。

【沼尾委員】

- 基本的に青木委員の提案について異論はない。
- その上で、さらに申し上げたい。1 ページの目指すべき方向というところ。15 行目からのパラグラフで、国と地方の税源配分を5対5とすることを目標としつつとあり、これは知事会ではこれまでから言われてきていることである。しかしコロナ下という非常に財政が厳しい折に、5対5を今回このまま残すのかどうかについて、私としては取ってもいいのではないかと思う。最終的に残すという判断もあり得るかとは思っている。ただ、自主財源比率を高めていくことが重要ということで、要するに自治体が使途について決定権を持てる一般財源比率を高めることが大事だということと、徴収についても自己決定できるという意味で、さらに自主財源を指摘するのは理解できるが、今のような偏在性がある中で、これをどこまで主張するか。5対5をどこまで掲げるかということについて、少し気になった。もし、これをこのまま残すということであれば、前回の検討の際、資料で新たな行政需要に対応するための税源の検討を紹介していたと思うので、そういったことも書きつつ、これからの地方自治体に求められる状況や、行政需要に対応した税源を模索するということも含め、5対5とするといった加筆もあるのではないか。
- 11 ページの21 行目に法定税と法定外税が書かれている。これまで都道府県は超過課税も含めた課税自主権の活用について取り組んでいるため、法定外税の話だけではなく、超過課税等も含めた課税自主権の活用といった、もう少し幅広な表現に変えてはどうか。
- 11 ページの31 行目に、「地方の歳入の多くを占める国庫支出金」といった書きぶりになっているが、歳入全体の中で国庫支出金は15 パーセント程度だと思うので、「一定割合を占める」や、「財政支出を硬直化させる依存財源」といった書き方にするなど工夫したほうが良い。

- どこまで追加的なことを申し上げられるかだが、この報告書自体がコロナ禍のことで始まっているが、今回、特別定額給付金の10万円も含め、今の社会情勢の中で、現物給付も大事だが、社会保障という意味での現金給付のあり方が非常に問われ、そういった意味での住民の安心安全を考えたときに、国としてきちんとした場所と所得補償も含めた現金給付の対応を行った上で、それを踏まえ地方が安定的に現物給付に対応できるような、といったことを文言として加筆してもいいのではないか。
- 具体的な文言を申し上げられず恐縮であるが、財政の部分では以上のことが気にかかった。

【小早川座長】

- 今の「現金給付云々」というのは、税財政の箇所というところか。

【沼尾委員】

- 例えば12ページ6行目。新型コロナウイルスの感染症の影響という部分で、ここでは財源不足の話が出てきているが、国として一定の対応をしつつ、地方が担うべき役割を明確にした上で、地方が担うべき財源をきちんと確保できる体制を整えていくというように修正するやり方もあるかと思う。あるいは11ページの目指すべき方向の10行目のところに入れてもよいかと思う。具体的な提言が申し上げられず申し訳ない。

【小早川座長】

- 11ページの10行目のところに、地方一般財源の確保が重要になってくるという方向のまま、国の役割のことを書くというのも、なるほどと思う。そうするのか、12ページの6、7行目あたりで、具体的な方向性を示す中で、その前提として書き込んでおくかのどちらかになると思う。事務局に記録いただき、後ほど詰めることとする。
- 先ほどの、新たな国の政策に関して、必要に応じて税源の見直しを伴うべきだという点については、どのような書き方にするのがいいか。
- 平井知事、どうぞ。

【平井知事】

- 先ほど、青木委員と沼尾委員から何点かご指摘いただいた。青木委員のご議論は、フランス型で、国が政策を打つときに必ずその財源についても補償する、補償の意味のコンペンセーションという話もあったが、そういう原則をとということで、これは賛同できるものである。この間の書き方が少し技術的になりすぎたのかもしれないので、青木先生がおっしゃるような形で書くことで、特段問題ないと思う。
- 沼尾委員からも何点かご指摘いただいた。国地方の税源配分5対5ということだが、

前回、谷委員からのご指摘があって従来からの原則を書いたと思うが、確かに5対5に限らず、国地方の税収歳出の乖離縮小という大原則が書いてあれば、それで良いのかもしれない。

- その他にも沼尾委員から、国庫支出金が一定割合などいろいろとご指摘いただいた。基本的にそうした方向で、座長にご相談をさせていただければと思う。
- 所得保障は、所得の再分配については国であって、それから財物、物とかサービス、これは地方というのは一つの原則論で、神野先生などもよくおっしゃる議論である。こうしたところは、先ほど小早川座長もおっしゃっていたが、恐らく 11 ページの 10 行目から 13 行目のパラグラフで書いた方が適切だと思う。
- 実はコロナ対策では結構細かい事業が出てきており、現金給付、基本は国が財源を持ってくるわけだが、様々な形があるので、むしろ、人口減少社会への対応として、生活困窮対策として、という観点の大原則論の方に書いた方が良いのではないか。そういう意味で、小早川座長のおっしゃる位置の方で結構かと思う。

【小早川座長】

- 湯崎知事、どうぞ。

【湯崎知事】

- 私も青木先生のご意見のところで、国の施策によって地方の財政運営に影響が出ないようにということを書き込むということは、いい注釈だと思う。
- それから、今の税源配分の5対5というところを明記するかどうかについては、これは、平井知事もおっしゃるように乖離の問題なので、そもそも国と地方の支出割合が長期的にどのように変わっていくかということもあるかもしれないので、あえて書かなくてもいいかもしれない。一方で、まず当面の目標として明記しておくということも、それはそれで効果があると思うので、私はどちらでもいいかと思うが、目標とつつとということがあるので、結論としては残してもいいのではないかと思う。
- ちなみに、コロナの問題でのご指摘があったと思うが、やはりコロナとか、あるいは大規模災害のような特殊事情の時には、当然これは変わってしかるべきだと思うので、ここは言うとして、基本的にはというか、原則としてというか、そういう意味合いだと受けとめている。以上である。

【小早川座長】

- 阿部知事、湯崎知事は、そろそろタイムリミットだと伺っているので、何か一言おっしゃっていただきたい。ただ、その前に、今湯崎知事の言われた5対5の話だが、先ほど沼尾委員が具体的な努力のことを書いて、それでもってやがて5対5を目指すというような、非常に上手い表現をおっしゃったと思うが、そうであれば5対5という

言葉も残るので、そのような表現を考えさせていただければと思う。

- では、お二方から何かあれば。どうぞ。

【阿部知事】

- ありがとう。ここで中座させていただくが、まず青木先生のご提案はぜひ反映いただければありがたいと思う。
- それから、湯崎知事が発言されていたが、上書き権の問題等、まだ我々知事会としては更に引き続き研究しなければいけないテーマがあると思うので、平井委員長においてはそうした点、特段の取り計らいをいただければと思うので、よろしく願います。
- 先生方におかれては大変ありがとう。よろしく願います。

【湯崎知事】

- ありがとう。御礼を申し上げます。

【小早川座長】

- それでは、お二方には適宜ご退席いただく。
- 時間も迫ってきたが、「Ⅲ 具体的方向」の部分で何かあるか。勢一委員、どうぞ。

【勢一委員】

- 私からも少しだけ、ご検討いただきたい部分を三点申し上げたいと思う。
- 一点目は、「1 自治立法権の拡充強化」の5ページの最後のパラグラフである。従うべき基準を原則として参酌基準化というのは、分権の議論で続いているところだが、なぜ従うべき基準では駄目なのかに関して、ここでは地域の実情に沿ったルールづくりとある。ここは前のところでも意見があったが、地域の多様性を十分に受けとめるために、多様な地域の実状に沿った形でとする趣旨で、多様性の部分を加えていただければと思う。多様だからこそ地域が強いというところ、生態系と同じだと思うので、その部分についてご検討いただければと思う。
- 二点目は、こちらは「2 計画策定に関する規定の見直し」の部分である。前回の論点整理の時には、タイトルが「計画策定等の見直し」となっていたが、今回は規定の見直しという形で、ターゲットを明確にする表現ぶりに変更になったのかと思う。それに関連して、一定の内容の確認として申し上げておきたい。7ページの二つ目のパラグラフであるが、法令によって、いろいろな計画策定が事実上自治体に義務づけられる面があることがここでも議論になったところである。実は今、内閣府の提案募集でも同様の提案が出されており、対象は限られた法令だが議論されている。そこで出ている議論では、計画をなぜ策定するのかというと、自治体の側がその必要性を実感しているので、策定して政策を進めようとする。そうすると、法令上、策定の努力義

務であるとか、任意の規定があった場合などについても、このパラグラフにあるように、必ずしも計画を策定しなくても、十分にその政策目的の実現ができる場合には、計画以外の方法を活用することも可能であると。少なくとも今、提案募集検討専門部会で議論している中では、そういうこともできるのではないかという議論が進んでいるところである。そのため、ここの「具体的な実行方法は地方に委ねるよう」という記述に、そのような含意が含まれているのかを確認をさせていただければと思う。もしそうでなければ、何かそのような趣旨を入れておく必要があるのではないかと感じている。

- 三点目だが、「4 国と地方のパートナーシップの強化」の一番最後のパラグラフ、10 ページの中ほどである。先ほど事務局からの説明では、ここの特に後半部分については、地方の側、都道府県と市町村間の協力連携もしっかりやっという趣旨だったようにお聞きした。ここの項目、国と地方のパートナーシップの強化という趣旨では、前半部分は国と地方のパートナーシップの話だが、後半部分は若干論旨からずれている印象がある。恐らく、後半部分の本旨としては、国と地方、全体として、貴重な人材をしっかりと有効に活用できる体制をとるべきだというトータル設計の話で、最後終わっていると推測するので、ニュアンスをそのような方向でまとめることができれば落ち着きがいいのではないかという印象を持った。人口減少で人材が限られている中では、国全体としてもそうだし、各地方でも同じなので、全体最適を考えるという趣旨の方がいいと感じた。修文の案がなく恐縮だが、ご検討いただけるようであればありがたい。以上である。

【小早川座長】

- ありがとう。まず、5ページの「地域の実情」に、多様性という要素を強調する言葉を何か入れる。
- それから、7ページの国のいうとおりの計画でなくもしっかりとやればいいのではないかという点については、「政策目的の具体的な実行方法は地方に委ねる」という表現では、「計画的」というところが抜けている。計画づくりをするかどうかはともかく、地方も計画的にやっていくというのは当然のことなので、そこまで含めて地方がしっかりとやっていくという形で何か表現を考えたいと思う。
- 10ページの、いろいろなリソースの全体最適というお話については、これは分権の研究会の報告書ということで、おっしゃるとおりメリハリがはっきりしない感じになっていると思うが、全体の書き方としては、今は贅沢なことは言っていられないので、お互い融通し合うことが必要だという一般論があって、その上で、そのようなパートナーシップを特に国と地方、都道府県と市町村の間でもしっかりとやっていくべきだというような強調の仕方であれば、この報告書としてぴったりくるのではないかと思う。なかなか表現が難しいが、そういうことでお任せいただければと思う。

- 確認し忘れたが、先ほど沼尾委員が言われた、課税自主権には法定外税だけでなく超過課税が含まれるというのはそのとおりで、そうした表現の方がいいと思う。
- 青木委員、コンペンセーションの意味での「補償」という言葉は大丈夫か。

【青木委員】

- 問題ない。「ほしょう」には3つの漢字があるが、通常、財源「ほしょう」というと専門家はギャランティーの方の保障だと思う。この場合では明らかに、国がやったこと責任として補償しろということなので、コンペンセートの方の「補償」となる。そのため、100パーセントと言わなくても、100パーセント補償するという意味が入ってくるのがコンペンセートという言葉だと思う。

【小早川座長】

- コロナで、自粛を要請する場合に補償があるのかという話と似たようなものか。法律論における補償という言葉は特有の意味合いを持ってくるので少し気になったが、財政学的にそういうことであれば。その点も踏まえて考える。
- 沼尾委員、どうぞ。

【沼尾委員】

- もう一点だけ補足させていただく。11ページの一番下の31行目から32行目のところで国庫支出金に関する記載があるが、「分野横断的に地域の実状に応じて柔軟な施策が行えるよう」という書きぶりになっているが、このように地域の実情によって柔軟に施策を行うことにより、効率的・効果的な財政運営に繋がるということをうたうことが大事だと思うので、「柔軟な施策が行えるようになることで、効率的・効果的な行財政運営に資することから、より自由度の高いものへと見直すべき」と入れた方がよいと思う。

【小早川座長】

- ありがとう。おっしゃるとおりである。「Ⅲ 具体的方向」でまだあるかもしれないが、時間の関係もあるので、その後の「Ⅳ 今後の課題と展望」をご検討いただければと思う。
- 谷委員、どうぞ。

【谷委員】

- ここの18行目から20行目のところだが、従うべき基準や計画策定について、「各自治体における実状をより明らかにする必要があるのではないか」とある。すごく腰が引けた表現であり、これを読むと、せっかく議論してきたのにスタート地点に戻る

ような印象を私は受ける。先ほどの説明で、知事会の地方分権特別委員会のワーキングチームで検討するという説明があったとしても、「のではないか」ということを書く必要は全くないと思う。

- もう一つ。「今後の課題と展望」と書いているが、結局こういう政策を実現できるのは政府なので、例えば、「(各自治体における実状をより明らかにする) 必要がある。その上で、政府に対して、二つの問題について集中改革期間を設けるなど、提案してはどうか」というように、政府に対して何か述べる必要があるのではないか。このままだと、全国知事会の地方分権特別委員会のワーキングチームに対して、いろいろと方向性を明確に示しながら、最後に何となくトーンダウンしているような印象を受ける。私が言った案文については、具体的に記載しなくても構わないが、ここでは最後に展望が書いてあるのに、この文章だと何も展望がないような印象を受けるのだが、いかがか。

【小早川座長】

- そう言われると確かに、そのような印象を受ける気がする。この点は、平井知事にお任せする。

【平井知事】

- 私が申し上げるのもなんだが、私も谷委員と同感のところがあり、「Ⅳ 今後の課題と展望」の 14 行目から 16 行目のパラグラフと 18 行目から 20 行目のパラグラフについては、谷委員がおっしゃったような観点で、政府に対して提言していくというような強い姿勢もやはり必要だと思う。そういう意味で、18 行目から 20 行目については、谷委員から今お話があったが、14 行目から 16 行目についても、14 行目と 15 行目で法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化、計画策定に関する規定の見直し、税財源の充実・強化、こういう重要な論点を言っているが、これを勉強しようで終わってしまっただけではいけないと思う。
- 同じ観点で、15 行目に「本報告書で示した方向は」とあるが、その次に例えば、「新政権の掲げる行政の効率化、活力ある地方を作るといったテーマに資するものであり、」などを入れて、「その実現に向けて、国は地方の実情を踏まえ、改革を強力に推進していただきたい」というように、むしろ政府側の方にも、この問題意識をしっかりとやってくれとまとめるのが、このⅣのところではないかと思う。そういう意味で、第 2 パラグラフで谷委員がおっしゃったように、集中改革期間と言うかどうかはともかくとしても、早急に改革を進めるべきだと、この従うべき基準や、計画策定等については、そうした重点項目だという言い方でよいのではないかと思う。
- 多分これはコピー&ペーストをしたのかもしれないが、第 1 パラグラフでは、「さらに議論を深めていくことが求められる」としており、最後の 29 行目も「議論を深め

ていく必要がある」ということで、全て議論を深めるということでは終わってしまっているが、我々、全国知事会でもこれを受け取って、委員の先生方のご意思はどこにあるのかということになってしまいうところもあるため、少なくともこの第 1、第 2 パラグラフは、私どもの若干ミスリードがあったかもしれないので、修正をさせていただければと思う。

【小早川座長】

- 分かった。そのとおりでよいだろう。国がしっかりやってくれという言い方、そして、こちらとしても更に詰めながら具体的な要求をしていくという言い方、そのような形で第 1、第 2 パラグラフを書き直せばと思う。
- 他はいかがか。それでは、今の「Ⅳ 今後の課題と展望」という表題はどのようなだろう、平井知事。

【平井知事】

- 結語の部分だと思うが、ⅣとⅤは同じなのかもしれない。「むすびに」とか、「地方分権の発展に向けて」とか。ⅣとⅤが通じるものがあるって、「おわりに」と本当は同じなのかもしれない。

【小早川座長】

- 課題と展望と言うと、ここまで山を登ってきて、展望台に着いたので一息ついて景色を見ているという感じがしないこともない。そこは、「Ⅴ おわりに」と同じであろう。
- ここは最後の問題だが、「Ⅴ おわりに」の部分について、何か具体的な指摘はあるか。
- では、私からもう一度、平井知事に対する確認だが、「Ⅳ 今後の課題と展望」と「Ⅴ おわりに」をまとめて、最後に、判決主文のようなもので、国にそれぞれ要求する、それを、特別のチャプターを立てるのではなく、「おわりに」の中でそのように書き下していくということではよろしいか。

【平井知事】

- 座長がおっしゃられたように、今後の課題と展望という言葉自体が、かえってミスリードかもしれないので、「おわりに」でまとめていただいて、12 ページの 22 行目から 24 行目と 13 ページの 20 行目から 22 行目が重複するので、12 ページの 22 行目から 24 行目は取ってしまえば良いのではないかと思う。このようにチャプターをまとめた方が、全体としてすっきりとした報告書になると思う。

【小早川座長】

- 委員の皆様いかがか。今の点も含めて、最後ということで何かご発言があれば。
- 沼尾委員、どうぞ。

【沼尾委員】

- 資料 2 に要点がまとめられていて、マルが全部で5つあり、最後のところで「地方分権改革の基盤となる地方税制」と書かれているが、改革の基盤という表現は如何だろうか。この「分権改革の基盤となる」という文言は外してしまうか、「自治の基盤」や「主体的な行財政運営の基盤」など、何か別の表現に変えたほうがいいのではないか。
- もう一点だけ。私は最初のところでデジタルトランスフォーメーションの話をしてしまったが、本来デジタルトランスフォーメーションという場合には、単にデータ化のみを指すというよりも、そうして集めたデータを元に、そのデータがシェアされて、そのデータを活用したディスカッションやプラットフォームがあってはじめて、デジタルトランスフォーメーションなのだと思う。そう考えると、最後のところで国と地方のパートナーシップが出てくるが、このパートナーシップの実現という観点からもデジタルフォーメーションの推進について記載するという書き方もあるのかもしれない。ただ、ここではその議論ができていないという谷委員のご意見はもっともなので、判断をお任せしたいと思う。

【小早川座長】

- そこは慎重にしたほうが良いと思う。よろしいか。
- それでは、途中駆け足となったところもあるが、一応これで皆様から必要なご意見、ご指摘はいただいたということとする。いろいろあったが、適宜、報告書に反映するというので、その修文については恐縮だが、座長に一任していただければと思うが、よろしいか。
- ありがとう。ではそのようにさせていただく。これで最後となるかと思うが、この研究会の最後に、地方分権推進特別委員会委員長の平井鳥取県知事から一言お願いする。

【平井知事】

- 先生方にはお忙しいところ、また、多角的な議論をいただきありがとうございます。
- 我々、地方自治の最前線で、こうした現場の業務を担っているが、例えば計画行政等、国の進め方についての疑問や、さらには条例のあり方、また新型コロナを巡り、国とどのように効果的なパートナーシップを組んでいくのか、色々な課題と直面している。
- そういった中で、先生方から極めてシャープに問題点をあぶり出していただき、今後に向けたテーマを世の中に提言する形に取りまとめいただいたこと、大きな力になる

と思う。これを基に、政府側との折衝や、分権の委員会の中でも事務的に調整、調査を進めさせていただきたいと思う。

- 本日のご意見を座長、座長代理と相談し、最終案を確定させ、委員の皆様にも速やかにお届けさせていただく。
- この研究会の提言を軸とし、地方分権による新政権の中でのパートナーシップを形成して参りたいと思う。
- 本当にお世話になった。ありがとう。

【小早川座長】

- どうもありがとう。私からも一言。
- その前に一つ言い忘れていたことがある。最後の方で沼尾委員から、要点ペーパーの最後の見出しについて、地方分権改革の基盤となるというのはどうかという意見をいただいたが、私も少し変だと思った。
- ここは「自治の基盤」となるのか、「自治行政の基盤」となるのかは分からないが、全国知事会として適当な一語を入れていただければいいのではないか。この研究会で、それを決める必要はないかと思う。よろしく願います。
- おかげさまで報告書をほぼまとめることができた。
- 私自身としても、自治の一線を担う責任者の方々と、色々な立場やバックグラウンドをお持ちの方が、それぞれの適切な役割を演じていただいた。また色々な見方を出していただき、何とか上手くベクトルの合成ができ、この研究会の多様性がこのメッセージをさらに強めたのではないかと希望的に思っている。
- 皆様どうもありがとう。事務局に進行をお返りする。

【事務局（全国知事会 館部長）】

- 今、委員長、座長からもあったように、地方分権改革の推進に向けた研究会については、本日で終了になる。
- 今後、本日の修正を反映した報告書については、座長に一任をいただいたので、今後、報告書を修正、調整させていただき、その後、11月に予定している全国知事会議に報告させていただく。
- 委員の皆様におかれては、本研究会にご参画を賜りありがとうございます。以上で終了させていただきます。